

## 石川県、富山県、福井県以外の都道府県

## 制限対象地域

市中感染の多くが変異株に置き換わった状況ですが、変異株であっても3密（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染対策が有効です。「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける行動を引き続きお願いします。

### 1. 教育活動の優先

- 対面授業の実施内容（対象学生・日程等）は、各学校が定めたとおりであり対面授業を優先した運営をお願いします。

### 2. 制限対象地域への出張等が許可された教職員

- 出張等から帰着後は、活動制限指針に従って教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な教職員は、1週間の在宅勤務等を除外できます。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

### 3. 制限対象地域へ移動した学生

- 活動制限指針に従い、1週間のキャンパス立入を原則禁止します。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生は、1週間の立ち入り禁止を除外できます。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

### 4. 制限対象地域からの来訪者等と接触

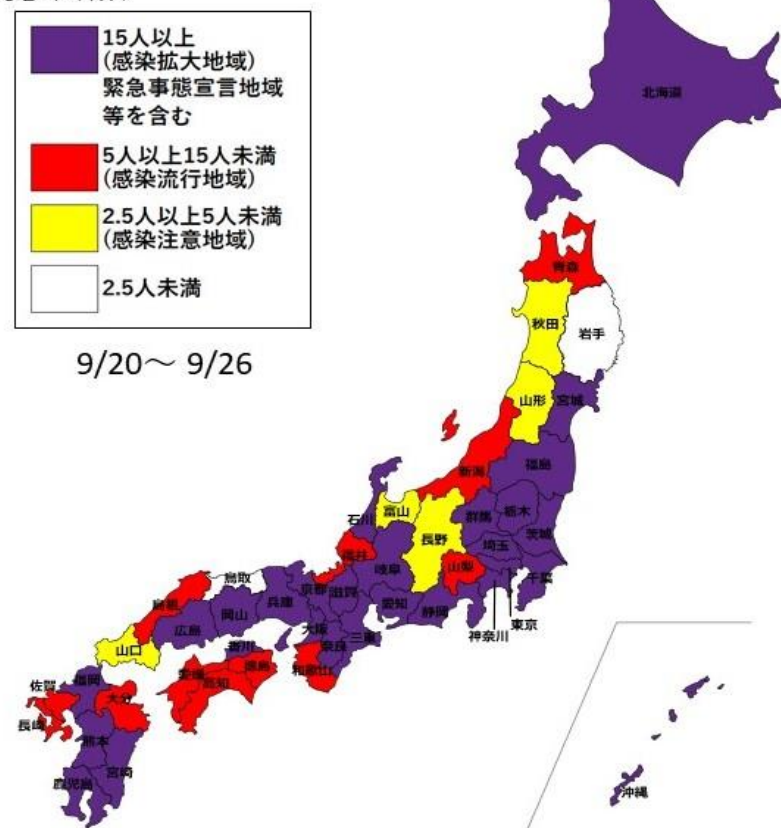
- 活動制限指針に従い、学生は1週間のキャンパス立入を原則禁止、教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な接触した学生又は教職員は、1週間の立ち入り禁止等を除外できます。

注記1. 大学の学外授業は、原則県内とし事前に申請書を提出し、許可されたものに限る。また、課外活動（学外）は、原則県内の活動を対象として、指導者の立ち会いのもとで実施する。但し、事前に申請書が提出され許可されたものは実施可能とする。高専については、別途取り扱います。

注記2. 当該期間に行われる学生募集活動等については別途取り扱います。

政府は、19都道府県に発出した「緊急事態宣言」ならびに石川県を含む8県に発出した「まん延防止等重点措置」について全面的に解除することを決定しました。しかしながら、宣言解除後の反動での感染拡大が危惧されることから、**学園は引き続き、石川県、富山県、福井県以外の都道府県を「制限対象地域」とします。**なお、感染状況により現行の「制限対象地域」を見直す場合がありますので、十分注意してください。

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



【参考】宮崎県が作成した「全国の感染状況について」（宮崎県HPより）